

2018年9月

経営Q&A

回答者

日本税理士会連合会
理事・中小企業対策部副部長
野村 秀次郎

経営者が知って得する税務講座

～今さら聞けないマイナンバー制度～

Question

当社は、今年創業した、地域の特産品を主に取扱う食品卸売業者です。現在従業員はいませんが、徐々に売上が増加してきたため、従業員の雇用を検討しています。

従業員を雇用するときは、マイナンバーを提出してもらう必要があると聞いたのですが、そもそもマイナンバー制度について詳しくありませんので、マイナンバー制度の概要と、注意すべきことがあれば教えてください。

Answer

マイナンバー制度とは、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な税・社会保障制度の実現」を目的に、住民票を有する人が持つ12桁の番号を社会保障・税・災害対策の3つの分野において利用し、個人の特定を確実かつ迅速に行うことを可能とする制度です。

マイナンバーの収集や記載、管理・保管などにあたっては注意が必要ですので、詳しく説明していきます。



日本政策金融公庫
国民生活事業

マイナンバー制度が導入されて約2年半が過ぎました。マイナンバーとは、日本に住民票を有する人（外国人を含みます）が持つ12桁の番号をいい、社会保障・税・災害対策の3つの分野で利用されます。具体的には、年金・雇用保険・医療保険などの社会保険の手続きや児童手当その他福祉の給付、税金の申告等の手続きにおいて、申請書などにマイナンバーの記載が求められます。

マイナンバー制度は、この3つの分野において横断的な共通の番号を導入することにより、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な税・社会保障制度の実現」を目的とし、個人の特定を確実かつ迅速に行うことを可能としています。

このマイナンバー制度は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という）」が根拠法となっています。この番号法ではマイナンバーの取扱いが厳格に定められており、先述した3分野以外でのマイナンバーの収集は認められておらず、番号法に特別の定めがない場合でも個人情報保護法の適用を受けます。したがって、マイナンバーの取扱いにあたり、漏洩等がないようにしなければなりません。事業者は、従業員等のマイナンバーを社会保険の申請や給与計算事務（年末調整等）で取扱うため、収集や保管の際に注意すべき点を確認していきます。

1 マイナンバーの収集について

事業主は、従業員から毎年（毎事業年度）最初の給与の支払日までに「給与所得の扶養控除等申告書」に必要事項を記載してもらい提出を求めます。

この扶養控除等申告書の提出がなければ、給与の源泉徴収を原則として「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄ではなく乙欄で行います。通常、実務においては従業員の税額計算を行うにあたり甲欄を適用するため、扶養控除等申告書の提出をしてもらいます。新入社員の場合は入社時、年末調整事務の場合は年末調整を行うまでに提出することが一般的です。

平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、給与の支払者（法人の場合は、法人番号）、従業員、従業員に源泉控除対象配偶者等がいる場合は、配偶者等のマイナンバーを記載する必要があります。従業員からマイナンバーの提供を受けるときは、事業主は従業員にマイナンバーの利用目的を明示するとともに、なりすまし防止のために厳格な番号確認（※1）及び身元確認（※2）（以下、本人確認という）を行わなければなりません。ただし、配偶者等については、従業員が本人確認を行いますので、事業主が本人確認を行う必要はありません。

（※1）番号確認

番号確認とは、提供を受けるマイナンバーが正しいものであるかの確認をいう。

（※2）身元確認

身元確認とは、提供を受けるマイナンバーの正しい持ち主であるかの確認をいう。

本人確認は、原則として

- （1）マイナンバーカード（番号確認、身元確認）



- (2) 通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認）
 - (3) マイナンバー記載の住民票（番号確認）と運転免許証（身元確認）
- のいずれかの方法で確認します。

事業主は、マイナンバーを収集する都度、原則として本人確認を行わなければなりません。

2 マイナンバーの記載上の取扱いについて

(1) 平成 28 年 1 月以後に提出する扶養控除等申告書

従業員等のマイナンバーを記載する必要があります。前年と変更がない場合であっても、原則としてマイナンバー記載を省略することはできません。しかし、事業主と従業員との合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー（個人番号）については給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨を記載し、給与支払者が、既に提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認し、確認した旨を扶養控除等に☑等で表示すれば、マイナンバーの記載を省略することができます。この場合に、事業主が保管しているマイナンバーと、記載の省略された従業員等に係る扶養控除等申告書が、適切かつ容易に紐付けられるように管理しなければなりません。

記載例

☑個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない

平成 30 年 分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 神戸	給与の支払者の名称(氏名)	あなたの氏名 (フリガナ)	あなたの生年月日 西暦	あなたの生年月日 西暦
	日本産業 株式会社	日本 次郎	50 年 1 月 1 日	50 年 1 月 1 日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	あなたの個人番号 * * * * * * * * * * * * * * *	申告者の氏名 日本 次郎	あなたの住所 又 は 居所 神戸市中央区加納町10
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 兵庫県神戸市中央区相生町10	あなたの住所 又 は 居所 神戸市中央区加納町10	あなたの住所 又 は 居所 神戸市中央区加納町10	配偶者の有無 ☑・無

扶養控除等申告書の提出
に際しては、提出用紙に
記載されている欄を
必ず記入してください。

あなたに課税控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
A 課税対象配偶者(注1)	ニホシ ハナコ	* * * * * * * * * * * * * * *		円	神戸市中央区加納町10
	日本 花子	* * * * * * * * * * * * * * *		円	神戸市中央区加納町10
B 主たる給与から控除される 控除対象配偶者(注2)	ニホシ ゴロウ	* * * * * * * * * * * * * * *		円	神戸市中央区加納町10
	日本 五郎	* * * * * * * * * * * * * * *		円	神戸市中央区加納町10
	長男	* * * * * * * * * * * * * * *		円	

扶養控除等申告書の提出に際しては、提出用紙に記載されている欄を必ず記入してください。

(2) 平成 29 年 1 月以後に支払いを受ける給与に係る扶養控除等申告書

事業主が一定の帳簿（従業員等のマイナンバー等を記載したマイナンバー帳簿）を備えている場合には、その帳簿に記載されている従業員等のマイナンバーの記載は不要です。ただし、この帳簿は、提出を受けた給与所得の扶養控除等申告書等に基づき作成されたものに限りません。

この帳簿には、次の事項を記載しなければなりません。

- 扶養控除等申告書に記載されるべき提出者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及びマイナンバー
- 帳簿の作成にあたり提出を受けた申告書の名称
- 上記申告書の提出年月

マイナンバー帳簿雛形例

① 個人番号届出書兼管理台帳 提出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〇〇株式会社 所属 _____ 社員番号 _____

私は、次に掲げるの所得税関係の申告書の提出に関連しマイナンバー（個人番号）を届出します。

・給与所得者の扶養控除等申告書・・・・提出年月 _____ 年 _____ 月

・従たる給与の受給に関する申告書・・・・提出年月 _____ 年 _____ 月

・退職所得の受給に関する申告書・・・・提出年月 _____ 年 _____ 月

本人	フリガナ 氏 名	個人番号
	性 別 生年月日 男 女 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生まれ	扶養年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	住 所 郵便番号	

第3号被保険者 統 柄 配偶者	フリガナ 氏 名	個人番号
	性 別 生年月日 男 女 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生まれ	扶養年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	住 所 郵便番号 <input type="checkbox"/> 本人住所と同じ	

国民年金第3号被保険者に関する個人番号関係事務を上記の者に委任するときは、配偶者自身が記名・押印してください。

扶養親族① 統 柄	フリガナ 氏 名	個人番号
	性 別 生年月日 男 女 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生まれ	扶養年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	住 所 郵便番号 <input type="checkbox"/> 本人住所と同じ	

扶養親族② 統 柄	フリガナ 氏 名	個人番号
	性 別 生年月日	

その他に、平成 29 年以降分の給与所得者の扶養控除等申告書が先述した要件を満たすものであれば、当該帳簿として管理・運用しても差し支えありません。この場合には、扶養控除等申告書の余白に「提出年月」を記載する必要があることに注意してください。

3 マイナンバーの管理・保管について

マイナンバーは、会社内の各部署において取扱責任者を定めるなど適切な管理をし、鍵の付いている書庫などに保管してください。また、マイナンバーの記載された扶養控除等申告書やマイナンバー帳簿は、マイナンバーが漏洩することの無いよう厳格な取扱いが必要となります。

もし、漏洩等してしまった場合には、①内部報告と被害拡大の防止、②事実確認の調査と影響範囲の特定、③本人への連絡等、④再発防止策の検討の流れで対策を立て、今後、漏洩等が起こらない仕組みの検討が必要となります。

今回のマイナンバーの取扱いは、あくまでも一つの例です。マイナンバー制度の取扱いについては、国税庁など関係官庁のHPにFAQ等が掲載され、随時更新されていますので、定期的を確認するなどしてマイナンバーの適切な運用・管理に努めるようにしてください。

《執筆者紹介》

野村 秀次郎（のむら ひでじろう）

平成8年3月
現 在

税理士登録
日本税理士会連合会理事（平成29年7月～）
中小企業対策部副部長（平成29年8月～）



日本政策金融公庫
国民生活事業